キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 2,706,778
	人件費支出	△ 5,213,145
	その他の業務支出	△ 402,577
	運営費交付金収入	4,902,213
	授業料収入	1,779,634
	入学金収入	333,424
	検定料収入	68,478
	受託研究収入	613,499
	共同研究収入	216,269
	受託事業等収入	99,030
	補助金等収入	508,294
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 4,724
	寄附金収入	345,204
	財産の貸付による収入	51,748
	その他の収入	167,568
	小計	758,138
	国庫納付金の支払額	—
	業務活動によるキャッシュ・フロー	758,138
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	—
	定期預金の払戻による収入	150,000
	有価証券の取得による支出	△ 3,006,574
	有価証券の償還による収入	—
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,279,108
	無形固定資産の取得による支出	△ 26,055
	有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	—
	施設費による収入	655,180
	施設費の精算による返還金の支出	—
	小計	△ 3,506,558
	利息及び配当金の受取額	15,109
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,491,449
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 19,769
	小計	△ 19,769
	利息の支払額	△ 31
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,800
Ⅳ	資金減少額	△ 2,753,110
Ⅴ	資金期首残高	4,144,260
Ⅵ	資金期末残高	1,391,149

利益の処分に関する書類（案）

（令和７年６月12日）　（単位：千円）

Ⅰ	当期未処分利益		595,136
	当期総利益	595,136	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金	150,266	
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
	教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費積立金	444,870	444,870	595,136

＜重要な会計方針＞

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、運営費交付金のうち、国立大学法人京都工芸繊維大学業務達成基準取扱要領（平成23年１月４日学長裁定）に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～50年
工具器具備品	２～20年
車両運搬具	３～８年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。